福彩支援ニュース 第6号 2015.8

発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会

ウェブサイト http://fukusaishien.com/
電子メール apply@fukusaishien.com
郵便振替口座番号 00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】
吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MT ビル 2F　みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
北浦恵美　tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582

7/1 第6回期日 原告側弁護団 東電の恣意的な津波予測と全電源喪失への無策を厳しく追及！

次回期日は 9/2（水）！ 14：30開廷

★ 傍聴希望の方は、14：00までにさいたま地裁Ｂ棟前にお越し下さい。

7 月 1 日の第 6 回期日では、雨天にもかかわらず 48 席の傍聴席をほぼ満席にすることができました！

第 6 回期日において原告弁護団は、東電がさまざまな津波予想を恣意的に低く設定した欺瞞を論証する第 11・12 準備書面と、東電が全電源喪失を防ぐ対策（SBO 対策）を怠っていたことを指摘する第 13 準備書面を提出し、それをもとに東電と国の責任を厳しく追及する意見陳述を行いました。

裁判後に行われた報告集会では、第 3 次追加訴訟への参加を検討されている避難者の女性が、切々とした思いを語られました。「最初はとにかく忘れたいと思った。避難の是非をめぐって離婚し、外にも出られなくなった。でも、支援の方やいろいろな方の話を聞いて、私は何も悪いことしていない。黙ってちゃいけない。子供たちを守るために声をあげていこうと思いました」。言葉の一つひとつが心に迫りました。

次回期日は、9 月 2 日（水）午後 2 時半からです。事故から 4 年、避難者の状況は厳しくなる一方です。故郷を追われ孤軍奮闘する原告への何よりの励ましが満員の傍聴席。裁判所や被告への強いプレッシャーともなります。**次回は、これまでの原告側の追及に対し、国と東電が反論を主張してくるとのことです**。次回期日も傍聴席をいっぱいにしましょう。ご支援、よろしくお願いいたします。

訴訟代理人弁護士意見陳述（全文）

平成 26 年（ワ）第 501 号等　福島第一原発事故損害賠償請求事件
原告　　木村昇　外 43 名
被告　　東京電力株式会社，国

原告代理人意見陳述

平成 27 年 7 月 2 日
さいたま地方裁判所第 2 民事部　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　　中　山　　福　二
　　同　　弁護士　　吉　廣　　慶　子
　　外

本件訴訟において被告らは、本件事故前、津波評価技術による津波水位の計算値（すなわち５～６メートル）を超える津波が、福島第一原発に到来することは予見できなかった、と主張しています。しかし、津波評価技術による水位計算はそもそも、当該地点で発生することが想定できる最大の津波高を算出するものではありません。むしろ、1960 年代以降進展した地形学、地質学、地球物理学上の知見の進展を排除し、従前通り、想定津波水位を低く抑えるための考え方を採用しています。

津波評価技術が採用した考え方のうち、特に原告らが問題視しているのは、以下の３点です。

第１に、津波の発生源（波源）について、断層運動のみに限定し、海底地滑り・火山噴火等の諸要因はリスク評価の対象から外している点。

第２に、津波評価技術は、波源の設定について、地震地体構造論の知見に基づく、とした上で、萩原マップを引用しています。この知見に基づけば、以下第３に述べる誤差・ばらつきを考慮する前の計算値であっても、福島第１原発立地地点で約７～14 メートルという津波水位を算出しえたのに、被告東電ら電力会社は、独自の理由付けでこれらの知見を無視し、旧来通り波源を設定し、津波想定をした点。

第３に、断層モデルを複数の要素で構成し、統計を用いて津波水位を算出している以上、計算結果には相当程度の誤差・ばらつきがあることを、被告東電ら電力会社も十分理解していたにもかかわらず、この数値の幅・ばらつきを正面から考慮せず、代わりに、計算上の因子の数値を合理的範囲でずらして（パラスタ）計算すれば足りるとした点。

以上のような考え方を採用することで、津波評価技術は、福島第一原発立地地点の津波高の想定を、５～６メートルと低く抑えていました。

国は、一般防災としての津波対策（４省庁報告書、長期評価など）では、地震地体構造論などの知見に基づき波源を設定し、かつ計算の誤差・ばらつきを考慮していました。それにもかかわらず、一般防災より高度の安全性が求められる原発の津波対策については、これより退行した津波評価技術を容認し、あるいは問題点を看過していました。

被告らは、本件事故まで、５～６メートルより高い水位の津波の到来を想定できなかった、のではありません。むしろ、従来の津波対策を大幅に変更せざるを得なくなるような津波高の数値が算出される結果を排除すべく、科学的知見の進展を排除した独自の「津波評価技術」を策定し、原発の津波想定を一般防災より低く抑えていたというべきです。

以上のとおり、本件津波が想定外だった、という被告らの主張が失当であることは明らかです。

以下、その概要を述べます。

第２　津波評価技術における、波源設定の問題点（第11 準備書面）

１　津波評価技術で引用されている地震地体構造論について、以下、簡単に説明します。

かつての地震工学では、ある地域に将来起きる地震を想定する場合、もっぱら、当該地域にどのような地震が過去に起きたか、すなわち既往地震の痕跡（活断層）に頼らざるを得ませんでした。被告らの原発の津波想定も、従来、歴史津波の痕跡と海域活断層によって行われていました。

しかしその後、1960 年代から、地形学・地質学・地球物理学等の諸分野で、地震学に関わる知見が飛躍的に進歩しました。こうして進展した専門的な知見を総合し、日本列島の地震地体構造を明らかにし、日本列島を、地震の起き方（規模、頻度、深さ、震源モデル等）に共通性がある地域ごとに区分けし、これを地震工学に役立てるべく提唱されたのが、地震地体構造論です。

すなわち、①地震の起こり方が共通している地域は、地体構造に共通の特徴があり、逆に、②地体構造に共通の特徴がある地域内では、地震の起こり方（規模、頻度、深さ、震源モデル等）が類似する、という関係にあるため、日本列島を地体構造に共通性がある地域ごとに区分すれば、その区分図は、地震の起こり方が共通する地域の区分図になるのです。「日本列島の地震地体構造マップが作成されれば、ある地域で将来どのような大地震が発生するか、予測できることになる」、この予測を、地震工学、すなわち建築物等の耐震設計に役立てようというのが、地震地体構造論なのです。

地体構造マップのうち、津波評価技術が、津波評価に適用しうると評価・引用しているのが次の頁の「萩原マップ」です。本件で問題となる福島沖は、G3と表示されています。

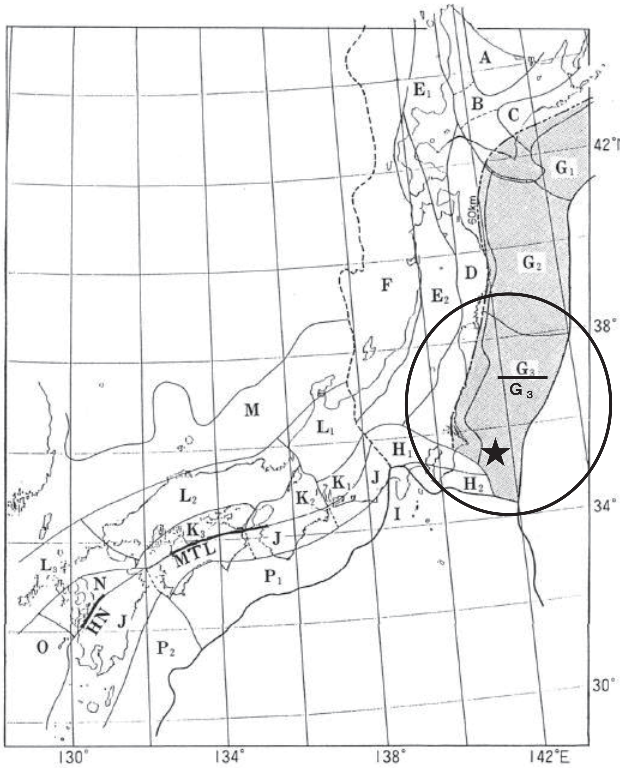

図６－６　実用的地震地体構造マップ作成のための地体構造区分

そして、上記萩原マップで区分された地体構造区分毎の既往地震をまとめたのが、以下の表です。

G3区域について見ると、1677年11月4日発生の地震（延宝地震）が、G3区分内で起きた最大の既往地震として、挙げられているのがわかります。

	1896. 6.15	明治29	岩手県沖	明治三陸地震
	1933. 3. 3	昭和 8	岩手県沖	昭和三陸地震
G3	1968. 5.16	昭和43	青森県東方沖	十勝沖地震
G_3	1677.11. 4	延宝 5	磐城・常陸・安房・上総・下総	
	1936.11. 3	昭和11	宮城県沖	
	1938.11. 5	昭和13	福島県沖	福島県東方沖地震
	1978. 6.12	昭和53	宮城県沖	宮城県沖地震

したがって、G3区域ではどこでも延宝地震程度の地震が将来発生する可能性がある、というのが、地震地体構造論の考え方の帰結となります。

2　津波評価技術による、萩原マップの換骨奪胎

しかし津波評価技術は、地震地体構造論の知見を踏まえて波源を設定する、と明記し、津波評価に適用しうるものとして萩原マップを評価しているにもかかわらず、結局、これらに基づき波源設定をしませんでした。すなわち津波評価技術は、過去に起きた地震津波の発生状況を見ると、萩原マップで区分けされた同一の区域内であればどこでも、一定の規模、同一の発生要式の地震津波が均等に発生しているわけではない。ということを理由に、過去の地震の発生状況を踏まえて、合理的に区分した位置に……波源を設定する。として、結局、従来通り、既往地震の震源位置を多少ずらしてみる程度で、想定津波の波源を設定しているのです。

しかし、当然のことながら、共通の性質を有する地体構造の区域内であれば、どの一定期間内でも、どこの地点でも、均等にまんべんなく、同一規模の地震が現実に起きる、という意味ではありません。上記のような主張は、地震地体構造論を放棄して、旧来の既往地震のみで津波想定をする考え方を採ると宣言するに等しいものです。

以下の図が、津波評価技術の想定です。津波評価技術が、既往地震で波源設定するという旧来の考え方を根本的に変えていないことが、視覚的にも明らかです。

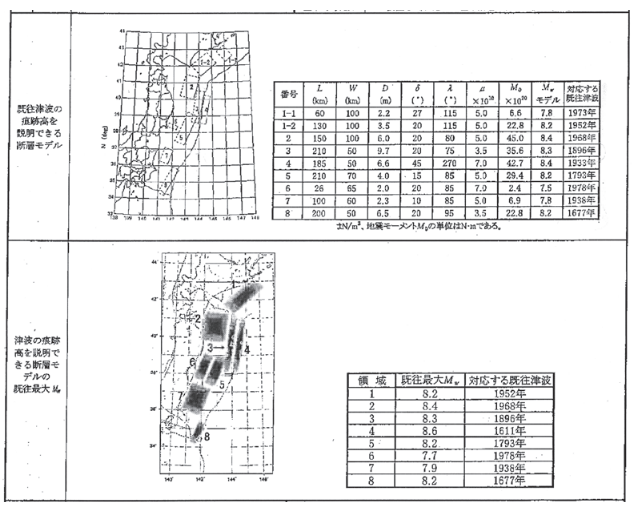

既往津波の痕跡高を説明できる断層モデル

番号	L (km)	W (km)	D (m)	δ (°)	λ (°)	μ ×10[10]	M_0 ×10[20]	M_w モデル	対応する既往津波
1-1	60	100	2.2	27	115	5.0	6.6	7.8	1973年
1-2	130	100	3.5	20	115	5.0	22.8	8.2	1952年
2	150	100	6.0	20	80	5.0	45.0	8.4	1968年
3	210	50	9.7	20	75	3.5	35.6	8.3	1896年
4	185	50	6.6	45	270	7.0	42.7	8.4	1933年
5	210	70	4.0	15	85	5.0	29.4	8.2	1793年
6	26	65	2.0	20	85	7.0	2.4	7.5	1978年
7	100	60	2.3	10	85	5.0	6.9	7.8	1938年
8	200	50	6.5	20	95	3.5	22.8	8.2	1677年

注N/m²、地震モーメントM_0の単位はN·mである。

津波の痕跡高を説明できる断層モデルの既往最大M_w

領域	既往最大M_w	対応する既往津波
1	8.2	1952年
2	8.4	1968年
3	8.3	1896年
4	8.6	1611年
5	8.2	1793年
6	7.7	1978年
7	7.9	1938年
8	8.2	1677年

前記の通り、地震地体構造論は、既往地震だけで将来の津波予測をするのでは不十分だから、これに地形学・地質学・地球物理学上の知見の進展を取り入れ地震工学に役立てようと、提唱された理論です。津波評価技術は、明らかに科学的知見の進展と逆行するものでした。

この点、津波評価技術に先立って国が策定した4省庁報告書も、地震地体構造論上の知見に基づき、萩原マップを用いていました。先に述べたとおり萩原マップによると、G3区域で想定すべき最大地震規模は、1677年延宝地震レベルの地震です。そこで4省庁報告書は、G3区域内では、この延宝地震規模の地震による津波水位を計算し、津波対策の指針としています。これが本来の萩原マップの使い方といえます。

津波評価技術も、4省庁報告書と同様、萩原マッ

プによって津波想定をしていれば、やはり福島沖に1677年延宝地震レベルの津波を想定した津波対策をすべきことになります。それを回避すべく、津波評価技術は、地震地体構造論の知見に基づくという方針を放棄して、福島第一原発の地点で想定すべき最大地震規模は、1677年延宝地震ではなく、これより格段小さい1938年福島沖地震レベルとしました。そして、この福島沖地震程度の高さの津波を前提として、津波対策を行えばよいことにしたのです。

原告らが再三述べてきたとおり、原発の危険性に鑑みれば、津波評価技術は、4省庁報告書（一般防災）よりいっそう安全に配慮すべきものでした。しかし津波評価技術は、地震地体構造論に基づき4省庁報告書が想定した延宝地震規模の地震、あるいは、長期評価が想定した三陸沖地震規模の地震を、想定から外し、これより格段に小規模な、1938年福島沖地震規模を福島沖での最大地震とし、福島第一原発での想定津波高は5～6メートルであるとの計算値を導いたのです。津波評価技術は、想定津波高を過小な数値に抑えるため、科学の知見の進展を無視し、極めて恣意的な波源設定をしたと言わざるを得ません。

第３　津波評価における「誤差」考慮の重要性

（第12準備書面）

1）4省庁報告書

1997（平成9）年3月、日本を代表する地震学の専門家たちが名を連ねる「調査委員会」の指導と助言の下、被告国の4省庁（農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省、建設省）が、総合的な津波防災対策計画を進めるための手法検討を目的として、「4省庁報告書」をまとめました。

4省庁報告書は、「想定しうる最大規模の地震津波」を考慮すべきとしたことに大きな特徴がありました。つまり、従来のような、歴史記録などに残る「既往最大の津波」のレベルに止まらず、「現在の知見により想定しうる最大規模の地震津波」についても検討を要するとしていました。また、かかる発想が、原発に限らず、広く日本の沿岸部全般を対象とした一般的な防災対策レベルで検討されたことも重要でした。

2）4省庁報告書の「想定しうる最大規模の地震津波」算出における「誤差」の考慮

想定しうる最大規模の地震津波の具体的な算出にあたり、4省庁報告書は、前記萩原マップにより日本列島周辺のプレート境界地域に設定した各地体区分毎に既往最大地震を選定して、これに基づき津波数値解析を行うという方法を採用しました。

もっとも、4省庁報告書は、津波数値解析において重要とされる「すべり量」の推計にあたり、誤差を考慮する必要性を意識していました。推計の前提となるデータは、数々の既往地震より採取しますが、津波という自然現象の性格上、一定程度、その平均的な数値を上回る部分が必ず生じてきます。4省庁報告書によれば、誤差を標準偏差分考慮した場合、もとの津波高さを算出し、その計算値が5メートルであっても、7.5メートルを超える部分が16％、14.9メートルを超える部分が2.5％も想定されます。

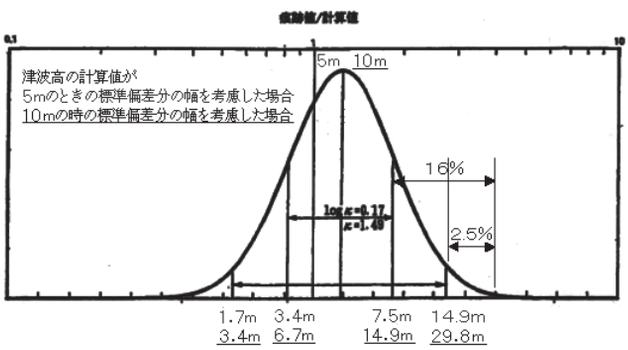

これを福島第1原発に照らして考えれば、15メートル程度の津波であっても，2.5パーセント以上の確率で襲来することが想定できたということになります。かかる想定は、原発においては津波被害による重大な事故を万が一にも起こしてはならないという絶対的な命題に照らし、到底看過できるものではありません。このような想定、すなわち、原発に重大な事故が起こりうるような巨大津波の発生が予見できるのですから、原発における津波被害対策も、それを前提に安全側に配慮してなされるべきことが当然でした。

3）被告らの4省庁報告書に対する対応

ところで、被告東京電力は、4省庁報告書の公表前である1997（平成9）年6月までに、報告書案を入手し、分析した結果、4省庁報告書の想定を原発に適用すると、一部の原発で津波の高さが敷地高さを越えることとなることを認識しました。しかし、被告東京電力は、このような認識を有しつつも、「想定しうる最大規模の津波を考慮した上で、更にバラツキを考慮する必要はない。」などとして、このような4省庁報告書の視点を採用しようとせず、さらに、被告国に対し、4省

庁報告書の公表にあたり、その内容を見直すよう要望までしました。

他方、被告国は、4 省庁報告書を受け、安全審査を担当していた通産省が、津波想定見直しに着手し、シミュレーション結果の 2 倍の津波高さが原発に到達した場合の被害の規模やその対策について、電力会社に検討を要請しました。そして、これを受けて電事連が、2000（平成 12）年 2 月の総合部会で、福島第 1 原発で想定の 1.2 倍の津波が襲来した場合でも、その冷却機能に影響が出ること等を報告し、その内容は被告国が把握するところとなりました。

このように、被告東京電力も被告国も、4 省庁報告書の想定により、「津波評価技術」が公表される前の段階で、福島第 1 原発に重大な事故をもたらす規模の津波が襲来しうることを把握していたのでした。

第 4　津波評価技術に対する再批判

ところで、2002（平成 14）年 2 月に策定された「津波評価技術」は、4 省庁報告書の策定に携わった学者らも関与した中で、原発の設置運営において津波対策をなす前提となる津波評価を検討したものでしたが、その制定の経緯や、内容面において、被告東京電力ら電力会社の意向を大きく反映したものとなっていました。

まず、津波評価技術は、前記した 4 省庁報告書における津波の想定が、既存の原発における津波対策等に莫大な費用をもたらすことから、その策定に向けた議論に先立ち、有力な学者らへの強力な根回しがなされた結果、津波評価にあたっての誤差の問題の考慮は大きく後退しました。

また、その評価手法においても、前記根回しを受けてのことか、津波解析の前提となるパラメータスタディは、「合理的範囲」内における小手先のものに止まり、4 省庁報告書におけるような誤差の考慮はなされませんでした。この点、津波評価技術は、誤差に対する考慮は既往津波より採取した各パラメータ値に十分織り込まれているとし、また誤差を考慮するための手法は確立されていないとしています。しかしながら、既往津波のデータはたかだか過去 400 年程度の範囲のものに過ぎないところ、大津波の周期は 400 年程度というスパンでは到底網羅し得ないものであり、これをもって誤差の問題がカバーできるとは到底言えません。このように誤差の問題を十分考慮しなかった津波評価技術は、結局のところ、既往最大の津波を基準として、その再現を図ろうとしていたものに過ぎず、原発において決して重大な事故を起こしてはならないという極めて強い要請にかなうものではありませんでした。

もっとも、被告らは、津波評価技術が採用した手法によっても、既往最大津波の痕跡高を十分上回る（2 倍程度の）高さの津波の想定ができているとし、津波評価技術の優位性を主張します。

しかしながら、被告らがかかる津波想定ができているとする前提となる痕跡高との比較の評価例には、日本海東縁部沿岸の評価例が多く含まれ、特にこの地域における津波評価値が痕跡高を大きく上回っていることが、計算値のかさ上げの大きな要因となっていますが、この地域には原発は 1 基も存在せず、また従前建設計画がなされたこともありませんでした。

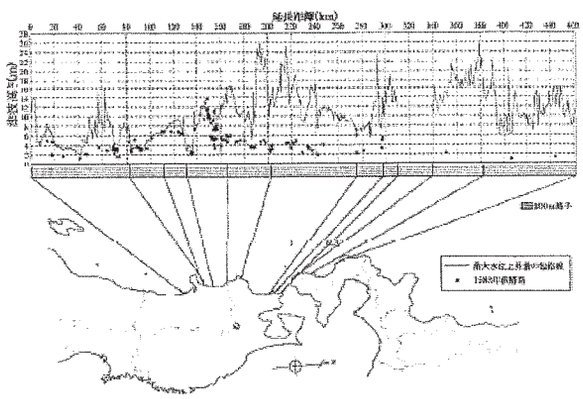

図 3.4.2-3　概略パラメータスタディの結果を包絡した最大水位上昇量分布と 1983 年日本海中部地震津波の痕跡高との関係

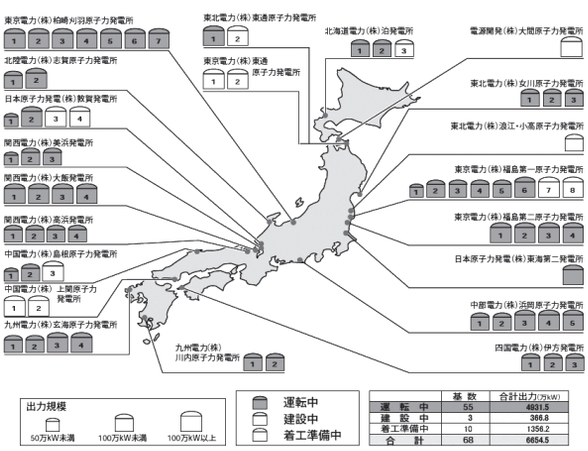

	基数	合計出力(万kW)
運転中	55	4931.5
建設中	3	366.8
着工準備中	10	1356.2
合計	68	6654.5

図1　原子力発電立地サイト分布図

下記出所をベースに大間原子力発電所を着工準備中から建設中に変更、さらに合計出力を見直して作成。

［出所］電気事業連合会：「原子力・エネルギー」図面集 2008 年版（2008 年 4 月）、p.72、http://www.fepc.or.jp/library/publication/pamphlet/nuclear/zumenshu/pdf/all04.pdf

原発の安全対策のために策定されたはずの津波評価技術において、およそ無関係とも言える地域の想定を多数入れ込み、「計算値は痕跡高の約 2 倍」などとして津波評価技術の正当性を述べることは、まやかし以外の何物でもないと言わざるを得ません。

以　上

福彩訴訟――これからの展望

北浦恵美（福島原発さいたま訴訟を支援する会代表）

福島原発さいたま訴訟は、2014年6月18日の第1回期日から1年2か月が経ち、これまで6回の口頭弁論期日が行われ、次回9月2日午後2時半より、第7回目の期日を迎えます。

この間、「傍聴席を満席にする」という所期の役割を果たすべく、会員の皆様にご協力をいただいてきました。本当にありがとうございました。

しかし、この間、自主避難者に対する住宅の無償提供の打ち切り方針、「帰宅困難区域」を除く地域の避難指示解除方針、避難慰謝料の打ち切り方針など、政府と福島県が相次ぐ被害者切り捨て方針を発表しています。さらに、川内原発の再稼働も強行されようとしています。決して許されることではありません。

未曾有の福島原発事故はいまだ収束さえしておらず、事故の原因究明も責任追及も未だなされていません。それなのに、時だけが過ぎていき、政府は事故を忘れたかのようです。原発事故と放射能汚染によって命を奪われ、ふるさとを、仕事を奪われ、避難を強いられている皆さんの怒りはいかばかりでしょうか。避難者の方々は、今、怒りと悲しみとこれからの生活への不安・困窮に襲われています。

そんな中、裁判に立ち上がった13世帯46人の方々と弁護団の闘いは、一縷の希望を与えてくれます。法廷では国や東電と対等に闘い、一人ひとりの被害に向き合い、こんなことが許されていいはずはない、という当たり前のことを訴え、事故の責任を追及する丁寧な主張を積み重ねています。万が一にも災害を起こさないことを求められるはずの原発の安全対策を怠り、その結果、取り返しの付かない原発災害を引き起こしたこと、裁判では、国と東電らの原発事故に対する極めて重大な責任を一つひとつ丁寧に論証しています。

8月25日には、第3次の追加提訴が予定され、原告が計20世帯67人に増える予定です。埼玉に福島の事故で避難をされている方は、5500名を超えると報告されています。この訴訟のことを少しでも多くの方に知っていただき、共に、おかしなことはおかしい、と声を上げていければ、と思います。

毎回の期日の際には、足を運んでくださる方々の熱い想いをお聞きして、この訴訟が私たち自身に関わる大事なものであることをいつも思います。

小さな想いが集まって大きな力となり、原告、弁護団、裁判を支え、そして、みんなで支えあっていること、そのことに希望を強く感じています。

支援する会も結成後1年が過ぎ、次回期日9月2日の裁判終了後に**総会を開いて、会員の皆様に、この1年の活動報告、会計報告を行い、今後1年の活動方針について議論をしたいと思っています**。ぜひ、皆様足をお運びください。

9/2福彩訴訟期日と福彩支援・年次総会のお知らせ

【福島原発さいたま訴訟第7回口頭弁論】

9月2日（水）14時30分開廷　さいたま地裁101号法廷

ぜひ傍聴にご参加ください！

※傍聴券が配られる予定です。
14時までにさいたま地裁B棟前においでください。

終了後、弁護団主催の報告集会と福彩支援総会を開催します。

➡ 場所：埼玉総合法律事務所3階会議室

● 報告集会

内容 → 口頭弁論期日の説明、原告側の主張の概要

● 福島原発さいたま訴訟を支援する会総会

- 2014年度の活動報告
- 規約の一部変更と役員人事
- 会計報告
- 会計監査報告
- 2015年度活動方針の確認

【2015年度・福彩支援活動方針】

- 原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- 裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
- 原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
- 裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱいに!!
- 会員を拡大しカンパを募ります。

福彩訴訟の経緯と活動報告（2015/8/5現在）

2014/3/10
福島原発事故で故郷を追われ埼玉に避難した被災者6世帯16名が、国と東電を相手どった損害賠償請求訴訟（福島原発さいたま訴訟／略称：福彩訴訟）をさいたま地裁に提訴。

2014/3/29
支援弁護団、避難者支援に当たってきた団体、環境問題に携わってきた団体を中心に「福島原発さいたま訴訟を支援する会・準備会」が発足。以降、学者、作家、医師、弁護士、出版人ら24名が「支援の会 呼びかけ人」に名を連ねる。福彩支援WEBサイトも開設。

2014/5/21
福井地裁、関西電力大飯原発3，4号機の運転差し止めを命じる歴史的判決。

2014/6/18
さいたま地裁101号法廷（脇 由紀裁判長）にて福彩訴訟・第1回口頭弁論。一般傍聴席33席に対して50人以上の傍聴希望者が集まる。原告男性と原告代理人弁護士が意見陳述。
裁判終了後、埼玉弁護士会館にて報告集会と「福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）」の結成集会を開催。

2014/7/26
「福彩支援ニュース」第1号発行。各期日後に発行され、裁判の内容を伝える。以降、バックナンバーを福彩支援WEBサイトに掲載。

2014/8/26
福島地裁、2011年7月に起こった避難女性の自死を、原発事故が原因と認め、東電に損害賠償を命じる判決。東電は控訴を断念し、幹部が遺族に謝罪。

2014/9/24
第2回口頭弁論（さいたま地裁101号法廷）。東電側代理人が「責任論云々の論議は必要ない、損害論の方を早く進めたい」と陳述し原告側が強く反発。以降、裁判終了後に報告集会と懇親会を開催。

2014/11/5　福彩支援ニュース第2号発行。

2014/11/14
飯館村民救済申立団による原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への申立に約3000人の飯館村民が参加。

2014/12/10
福彩訴訟・第3回口頭弁論（さいたま地裁101号法廷）。

2015/1/15　福彩支援ニュース第3号発行。

2015/1/19
福彩訴訟・第2次追加提訴。第一次訴訟の原告と合流し、**原告者数は13世帯46名に**。

2015/2/18
福彩訴訟・第4回口頭弁論（さいたま地裁101号法廷）。

2015/3/28
反原発訴訟の先頭に立つ河合弘之、海渡雄一両弁護士が自ら製作に携わったドキュメンタリー映画「日本と原発」。当会を含む11団体が上映実行委員会を作り、3月28日に市民会館うらわにおいて上映会を開催。入場者数315名。

2015/4/9　福彩支援ニュース第4号発行。

2015/4/22
福彩訴訟・第5回口頭弁論（さいたま地裁101号法廷）。

2015/6/1現在
福島原発事故についての損害賠償請求が全国18の裁判所で行われ、原告数がのべ1万人を超える。

2015/6/17　福彩支援ニュース第5号発行。

2015/6/30
原発事故で避難を強いられ自死した男性の遺族による損害賠償訴訟で、福島地裁が東電に賠償を命じる判決。同原発の事故と自殺の因果関係を認めた判決は2例目。

＊2015/6/30現在で、**「福彩支援」の会員数は160名**に。

2015/7/1
福彩訴訟・第6回口頭弁論（さいたま地裁101号法廷）。

2015/7/31
東京地検が二度不起訴とした東電の勝俣恒久元会長ら旧経営陣三人について、業務上過失致死傷罪で起訴すべきとする二回目の議決を東京第五検察審査会が公表。選挙権のある国民から選ばれた審査員11人による議決で、原発事故の刑事責任が市民の手によって初めて裁判で問われる運びに。

2015/8/17　福彩支援ニュース第6号発行。

2015/8/21
井戸川克隆前双葉町町長を原告とし、東京電力と国の責任を問う「福島被ばく訴訟」第1回期日（東京地裁101号法廷）。

2015/8/25　**福彩訴訟・第3次追加提訴**。追加提訴の原告は7世帯21人。通算の原告数は**20世帯67人に**。

2015/9/2
福彩訴訟・第7回口頭弁論（さいたま地裁101号法廷）。
福彩支援年次総会。

福島原発きいたま訴訟を支援する会　決算報告

2014～2015．6．30

収入

項　目	金　額
会費	214,000
カンパ	189,200
弁護団支援金	100,000
「日本と原発」上映実行委員会より	265,137
その他（預金利子）	36
合計	768,373

支出

項　目	金　額
ニュース発行（No1～5）	69,504
裁判資料作成	11,997
通信費	35,402
その他（横断幕・懇親会茶菓子等）	52,787
合計	169,690

残額：768,373−169,690=568,683　は次年度に繰越します

上記のとおり報告致します

2015 年 7 月 31 日　　代　　表　北浦　恵美
会　　計　内田　ちか
会計監査　前田　妙子

「福島原発さいたま訴訟を支援する会」会員

2015.06.30 現在　160 名

都道府県・埼玉県市町村	会員数
東京都	12 名
神奈川県	7 名
千葉県	1 名
宮城県	1 名
埼玉県	139 名
さいたま市	48 名
所沢市	30 名
久喜市	9 名
三郷市・川越市	6 名
新座市	5 名
川口市・戸田市	4 名
上尾市・秩父市	3 名
朝霞市・和光市・志木市・ふじみ野市	2 名
蕨市・越谷市・加須市・羽生市・蓮田市・入間市・狭山市 日高市・飯能市・北本市・皆野町・三芳町・寄居町	1 名

★今回の福彩支援ニュースは、年次総会の資料を兼ねています。

福彩支援・年次総会に参加予定の皆さまは、本号を持参してご参加くださいますよう、お願い申し上げます。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人（50音順、2015/3/1現在）

梓澤　和幸　弁護士、NPJ 代表
安藤　聡彦　埼玉大学教授
石川　逸子　詩人、作家
池田こみち　環境行政改革フォーラム副代表
礒野　弥生　東京経済大学現代法学部教授
井戸川克隆　前双葉町長
宇都宮健児　元日本弁護士連合会会長
菊一　敦子　環境・消費者運動
久野　勝治　星陵大学教授・東京農工大学名誉教授
小島　　力　福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人
後藤　正志　元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長
小林　　実　十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
肥田舜太郎　医師
篠永　宣孝　大東文化大学教授
菅井　益郎　国学院大学教授
須永　和博　獨協大学外国語学部
高橋千劔破　作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事
田中　　司　立教小学校元校長
暉峻　淑子　埼玉大学名誉教授
三浦　　衛　図書出版・春風社代表
松本　昌次　編集者・影書房
水島　宏明　ジャーナリスト、法政大学教授
山田　昭次　立教大学名誉教授（日本近代史）
渡邉　　泉　東京農工大学准教授

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です**（**口座番号：00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援**）

ご住所、お名前、連絡先（email orお電話番号）を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店(ゼロイチキュウテン)／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500

福島原発さいたま訴訟を支援する会
＊吉廣慶子（みさと法律事務所）
341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MT ビル 2F みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
＊北浦恵美　Email：apply@fukusaishien.com　tel：04-2943-7578　fax：04-2943-7582